



測量委員会・建設コンサルタンツ委員会・危機管理委員会だより

2026
VOL.24

Contents

◆ 令和7年度 測量委員会活動報告	1
・測量概論・最新の測量技術	2
・測量技術研修会	8
◆ 令和7年度 建設コンサルタンツ委員会活動報告	10
・「シビルエンジニア A・I」意見交換会の報告	10
・「インフラ設計技術研修」現地研修会の報告	14
◆ 令和7年度 危機管理委員会活動報告	18



一般社団法人 愛知県測量設計業協会



本年度の研修会は、中部技術事務所・海部建設事務所他7カ所で開催しました(測量技術研修会一覧を参照)。テクノアイでは測量研修会で使用した資料「土地の境界線と不動産登記」とアンケート結果及び実習風景写真を掲載しました。多くの方に御覧頂き、業務のお役に立てていただければ幸いです。

1 研修内容

- ①測量概論・最新の測量技術
- ②特殊車両通行許可申請審査事務について
- ③土地の境界線と不動産登記
- ④水準測量概論及び実習

2 測量技術研修会一覧

	事務所名	開催日	講 師	測量実習担当会社	参加人数
①	国土交通省 中部地方整備局 中部技術事務所	11／6(木) 11／7(金)	西尾 美德 中谷 正和 中村 弘樹 柴田 修身	(株)あづま (株)石田技術コンサルタンツ (株)カナエジオマチックス (株)新 日 (株)名邦テクノ ニチイコンサルタント(株)	15名
②	土木部 建設企画課	6／12(木)	西尾 美德	—	70名
③	建設局 道路維持課	6／5(木)	可知 美津穂	—	79名
④	建設局 土木部用地課	7／30(水)	柴田 修身	—	76名
⑤	海部 建設事務所	10／29(水)	石川 寛之	(株)オオバ名古屋支店 フジコンサルタント(株) 日本工営都市空間(株)	27名
⑥	東三河 建設事務所	10／30(木)	辻井 大海	(株)葵設計事務所 栄土地測量設計(株) (株)大地コンサルタント	18名
⑦	尾張 建設事務所	11／21(金)	藤原 繁 柴田 修身	—	30名
⑧	豊田市役所	10／22(水)	中谷 正和	信栄測量設計(株) (株)須藤事務所 (有)ニシオコンサルタント	9名



1. 用地事務の流れ

(一社)愛知県測量設計業協会 測量委員会

委員 藤原 繁

(株式会社石田技術コンサルタンツ)

用地測量技術研修会

1. 用地事務の流れ

- ・ 公共測量を行うメリット
- ・ 設計から測量、補償、登記までの全体の流れ
- ・ 用地の測量と補償、登記の関係
- ・ 用地測量の作業内容
- ・ 土地の境界と立会方法について

2. 土地の境界線と不動産登記

- ・ 不動産登記法の趣旨、歴史と沿革
- ・ 登記記録、公図、地積測量図などの利用方法と注意点
- ・ 土地の境界線の実際

公共測量を行うメリット

なぜ、公共測量が必要なのか？

国・地方公共団体が行う測量のほとんどが「公共測量」に該当する。

道路・河川・都市など各計画管理を目的とした図面作成、区画整理、土地改良の確定図など、その測量成果は「社会生活の基礎」となる非常に重要な資料となる。

- ① 精度の確保
公共測量作業規程に準拠し、世界測地系による座標系に基づいた成果の取得となり、測量や図面の精度が担保される。
- ② 費用の軽減
隣接地区における新たな公共事業等に、既存の測量成果を活用できる。
- ③ 測量成果利用拡大
成果を基盤地図情報等に取込みが可能となり国民共有の財産となる。
- ④ 利便性の向上
作業規定の準則を準用することにより、規格が統一され、高精度でシームレスな図面作成が行なえる。

設計から測量、補償、登記までの全体の流れ



用地補償の流れについて

- ① 事業説明
- ② 用地幅尺設置
- ③ 土地や建物等の調査
- ④ 補償額の算定
- ⑤ 補償額の説明
- ⑥ 契約締結
- ⑦ 建物等の移転、土地の引き渡し
- ⑧ 登記手続き
- ⑨ 補償金の支払い
- ⑩ 新しいまちづくり 工事着手



用地測量と物件補償、登記業務の関係

項目	用地測量 (測量業者)	物件補償 (補償コンサルタント)	登記 (公共福祉登記)
1. 法的根拠	測量法 公共測量作業規程	不動産登記法 建築基準法 用地補償関係業務共通仕様書	不動産登記法 土地家屋調査士法 司法書士法
2. 資格・管轄	測量設計業協会 測量士 国土交通省	補償コンサルタント協会 補償業務管理士 国土交通省	公共福祉登記協会 土地家屋調査士 司法書士 法務省
3. 作業目的	買収地及び面積の確定	損失補償の算出	買収の状況を明確に公示 (登記)するため
4. 作業内容	登記に必要な調査・測量、 確定図、承諾書等の資料 作成	公共事業に必要な土地 等の取得若しくは使用、 これに伴う損失の補償	登記申請に必要な書類作成 分筆登記 所有権移転登記 地図訂正

用地測量と物件補償、登記業務の関係

事業を計画的に着実に実施していくためには、用地が円滑に確保されることが不可欠といわれています。

用地測量

- ・ 買収地の特定や面積の確定をする。
- ・ 登記に必要な調査・測量
確定図、承諾書等の資料作成

補償

- ・ 損失補償の算出をする。
 - ・ 公共事業に必要な土地等の取得
若しくは使用これに伴う損失の補償
- 各業務の連携と協力を得て、事業が計画的かつ着実に実施されることになる。

登記

- ・ 買収の状況を明確に公示するため。
- ・ 登記申請に必要な書類の作成
登記調整、地図訂正



用地測量の流れについて

- ①作業計画
- ②資料調査
- ③境界確認
- ④境界測量
- ⑤境界点間測量
- ⑥面積測量
- ⑦用地実測図原図等の作成



用地測量の業務

用地測量の業務において大切なことは



- ①資料等からその土地の経緯・成り立ちを知ること。
- ②現地の物証や慣習、慣行を調査し、時には人証なども聞き取りすること。
- ③必ず登記が可能な境界線を探し出すこと。

用地測量の作業内容

①作業計画

- ・作業計画は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案する。
- ・現地踏査、測量範囲や現地の状況把握、資料との照合を行う。
- ・基準点の確認。→測量精度を担保できる与点が配点されているか。

②資料調査

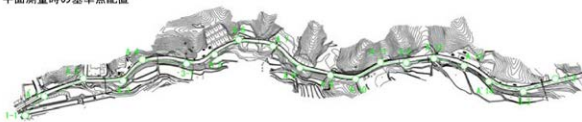
- ・公図、地積測量図などの図面類の調査
- ・不動産（土地・建物）の登記記録調査
- ・過去の境界確定測量の成果などを調査
- ・権利者の確認調査
- ・公図連続図（合成図）作成
- ・借用資料のデータ入力や変換



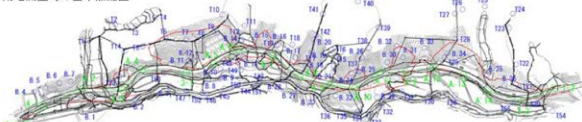
①作業計画

…基準点の配点状況確認

～平面測量時の基準点配置～



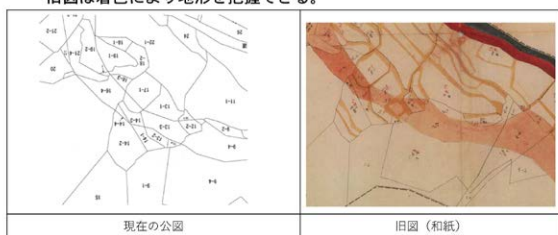
～用地測量時の基準点配置～



用地測量の作業内容

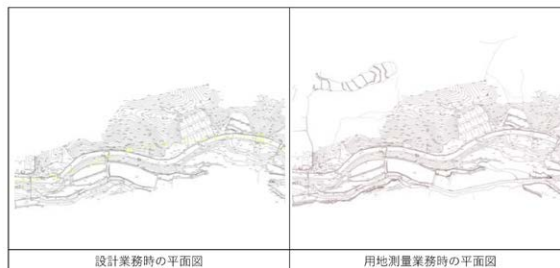
②資料調査

- 公図転写
- ・土地の経緯・成り立ちを知ること。
- ・現在の公図と合わせて、旧図（和紙）の調査も重要。
- ・旧図は着色により地形を把握できる。



③境界確認

- 仮測量図作成による平面図の違い
- 境界を確定するために必要な現況（条件点）を測量。



用地測量の作業内容

③境界確認

●画地調整

測量した既設境界杭、収集した地図や地積測量図が許容誤差の範囲で合致しているかどうかを精査する。
データがズレていれば、その原因をさらに調査する。

各点間距離や各区画の面積を調整し、何回も試行錯誤を繰り返して境界点を割出す。

どちらかといえば、境界点を求めるというよりも、「最も真値に近い境界」を探し出す作業。

また、資料がない場合には公図と現地を照合しながら境界線を考えなければならない。

画地調整での確認内容

- ・公図、地積測量図等の資料との確認（点間距離、形状の確認）
- ・登記地積と実測面積の確認
- ・客観的で合理的、公平で妥当なものか



用地測量の作業内容

③境界確認

一筆ごとに土地の境界を確認する作業

境界を確認する範囲は？

- ・基本は対象地の一筆地が範囲であるが・・・
- ・隣接地が同一所有者の場合、その一筆も境界確認が必要となる。
- ・一筆の土地であっても、その一部が異なった地目の場合には現況の地目ごとの画地範囲を確認。
- ・その土地に付随する道路や水路、溝や畦など。
- ・隣接地が道路、水路の場合には関係機関によっては、その幅（対側地）も明示する必要がある。

用地測量はこの境界確認作業が一番のポイント！！

用地測量において関係地権者から境界の同意が得られない場合事業自体が遅滞してしまうため、境界立会いには万全の準備を整え細心の注意を払って作業することが重要。



復元測量

境界確認

土地境界確認書作成

用地測量の作業内容

③境界確認

復元測量

- ・地積測量図等により座標法により確定している境界点を基準点から設置を行う作業。
- ・既存杭があれば、杭の移動の有無を確認し、ズレていれば亡失点と合わせて正しい位置に仮杭にて復元を行う。

仮杭設置

- ・画地調整で設定した境界点についても、仮杭の設置を行う。



用地測量の作業内容

③境界確認

境界確認(立会い)

- ・関係者との現地立会いのもと一筆ごとの土地について境界を確認する。
- ・土地境界立会いは原則として、土地所有者(所有者)が行う。
- ・代理人の場合には必ず委任状が必要。



土地境界確認書作成

- ・対象地ごとに土地境界確認書を作成する。
(様式は関係機関によって異なる)
- ・現地の境界立会いで関係地権者から同意が得られた場合は、確認書に署名押印をもらう。



用地測量の作業内容

④境界測量

- ・確定した境界点を一点ごと正確に測量し、その座標値を求める。



境界測量

用地境界仮杭設置



⑤境界点間測量

- ・境界測量、用地境界杭、用地境界仮杭を設置後に境界間の点間測量を行い精度管理をする。
- ・計算距離と現地に設置した杭の点間距離を測定し、比較を行う。

較差の許容範囲

	平 地	山地
20m未満	10mm	20mm
20m以上	S/2,000	S/1,000

⑥面積計算

- ・境界測量の成果に基づき、座標法により面積を算出し面積計算書を作成する。
- 一面積計算を行う区分一
- ・買収地、残地、全体。
- ・借地、地目別求積、権利界についても必要により行う。

用地測量の作業内容

⑦用地実測図原図等の作成

- ・境界点の座標などを用いて公共測量標準図式数値地形データ取得分類に基づき図面を作成しデータファイル化する。

用地実測図原図作成 (用地実測図データファイル作成)

用地現況測量

用地平面図作成 (用地平面図データファイル作成)

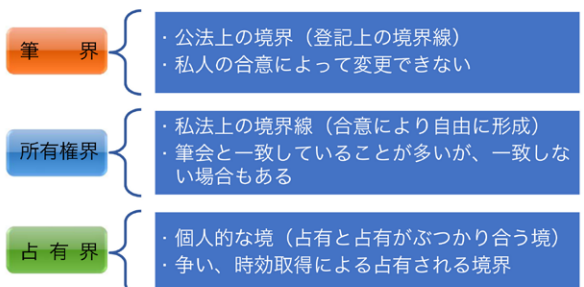
土地調書作成



土地の境界と立会い方法

境界の種類

土地の境界線は3種類に分類されている



土地の境界と立会い方法

境界判定の基本と調査方法

境界立会の重要性について

でも、どうしても承諾がもらえない・・・

～境界はどこでもいいが登記面積だけは確保してくれ・・・

～そんな時間は無いなどと立会にきてくれない・・・

～境界はそんな位置ではない。お前らの測量はいい加減だな・・・

～一度は承諾していたのに 後日、撤回の電話が入る・・・



- ① 承諾を拒否する原因を十分に調査し聞き取りをする。
- ② 相手の持っている情報や事情を全て引き出すこと。
- ③ 相手の目線で対話をする。

しかし、意外とその理由は**用地測量 (境界の位置) 以外**にある！！

土地の境界と立会い方法

境界判定の基本と調査方法

境界立会の重要性について

承諾しないもう一つの理由

～長年の近隣関係の悪化を理由に・・・

～承諾することで越境物などの新たな問題が発生することを恐れて・・・

～公共事業に『反対』『困らせてやろう』と・・・

などの理由で

実は、まったく測量と**関係ない**ところが原因の場合が多い。

対策として

- ・その経過と内容を詳しく調書に書き留めておくこと
- ・相手の性格、好きなもの、趣味なんかも
- ・あせらず・ゆっくり時間をかけて対応する

**信頼を掴み取る誠意ある態度！
信頼を失わないこと！**



2. 土地の境界線と不動産登記

(一社)愛知県測量設計業協会 測量委員会

委員 柴田 終身
(株式会社あづま)

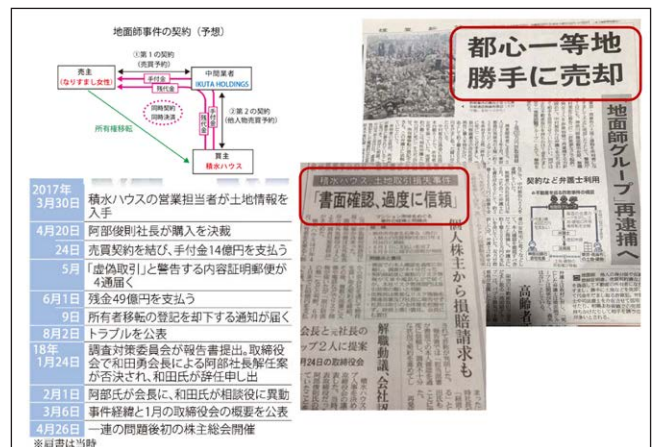
不動産登記法の趣旨、歴史と沿革

なぜ、登記が必要なのか？

- ・不動産とは、土地又は建物
- ↓
- ・不動産は財産的価値が高く、抵当権、地上権といった権利の対象となり複雑な権利関係が発生する。
- ↓
- ・権利関係を誰にでもわかるように明白に公示（登記）することが必要
- ↓
- ・国民の権利の保全を図り、取引が安全で円滑になる。

☆民法第177条（対抗要件）

不動産に関する物件の得喪（とくそう）及び変更は不動産登記法 その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。



不動産登記法の趣旨、歴史と沿革

明治政府により地租改正事業が始まる

- ・一筆地ごとの丈量測量を行う。
- ↓
- ・測量の不正確さ、逸脱地あるいは意図的に面積を加減していた。
- ↓
- ・再調査を行い更正図、改組図などを作成した。

※この時代に行った地租改正事業の図面が

現在の公図の原型である。⇒国が公法的に境界線を創設。

不動産登記法の趣旨、歴史と沿革

土地台帳制度の発足

明治初期の全産業の中では、農業が大きな比率を占めていたので租税収入に占める地租の比率は、極端に多かった。（明治政府の主要税源）

- ・不動産登記法の施行により地券制度の廃止（明治22年）
- 登記簿により不動産の権利関係を示す。

管理は法務局

- ・土地台帳（課税台帳）にて土地の物理的な状況を明らかに
- 管理は税務署（明治29年～）

不動産登記法の趣旨、歴史と沿革

土地台帳制度（事務引継ぎ）

明治以降、日本は第二次産業の目覚ましい発展を遂げたが・・・敗戦・・・

戦後の税金の仕組みを考えたシャープ勧告による抜本的な税制改革を行った。

- ・地租（国税）を廃止し固定資産税制度（市町村税）が採用される。
- ・土地台帳、土地台帳附属地図は税務署から法務局に移管された。

土地台帳、土地台帳附属地図は・・・

⇒課税目的だったものから
⇒土地の現況を公示するものへと変革する。

不動産登記法の趣旨、歴史と沿革

平成17年不動産登記法の改正

すべての法務局でオンライン化

- ・全国の不動産の登記情報が取得できるようになった。
- ・登記申請が書面申請からインターネットを経由してのオンライン申請へ
- ・オンライン化による電子署名、電子証明書（従来の印鑑証明書に代わるもの）

権利証から登記簿情報へ

- ・和紙の紙に登記所の印が押されたものから暗証番号を記載された登記簿情報となった。
- ・権利証の粗大等の際に利用していた保証書の廃止による事前通知制度
- ・副本制度の廃止により登記原因証明情報の提出が義務化された。

境界特定制度の新設

- ・登記官が外部専門家の意見を踏まえ境界の現地における位置を特定する制度
- ・境界確定訴訟などの裁判手続きより迅速にトラブルを解決でき、費用負担も軽減される。
- ・拘束力がないので最終的には境界確定訴訟を行う場合もある。

図面類の現地復元能力の強化

- ・地図訂正の申出ができること
- ・分筆の現地求積が廃止され分筆する全筆求積となった。（多くの境界点を現地復元できるように）

登記記録と公図などの利用方法と注意点



地図(公図)の写しには
・所在・地番
・縮尺
・精度区分
・座標系又は記号
・分類
・種類
などが記載されている。

どの程度の精度を持つ公図なのかを判断できる。

登記記録と公図などの利用方法と注意点

分類区分	作成区分による地図の種類	備考
法14条1項地図	・国土調査法による地籍図 ・法務局による14条地図 ・法務局認定した地図 ※復元能力が必要	・現地復元性がある ・境界立会で確認程度で済む ・地図訂正は非常に難しい ・精度区分の範囲内で適用
甲号図面	・土地改良、区画整理 ・法務局の認定したもの	・同上 ・地図訂正は難しい ・換地等は誤謬訂正
乙号図面	・一般に公図 ・旧土地台帳付属地図 ・開拓地地籍図	・現地復元性が乏しい ・境界が不明、トラブルが多い ・地図訂正は可能 ・精度もバラつきが多い
丙号図面	愛知県にはない	

登記記録と公図などの利用方法と注意点

全国的な公図と現況のずれの傾向

分類	枚数	比率	ずれの量
精度の高い地域	17,995	5.5%	10cm未満
小さなずれのある地域	47,942	14.5%	10cm以上30cm未満
ずれのある地域	91,311	27.7%	30cm以上1m未満
大きなずれのある地域	164,057	49.8%	1m以上10m未満
きわめて大きなずれのある地域	8,253	2.5%	10m以上
計	329,558	100.0%	

ずれが30cm以上1m未満の地域が約3割
1m以上10m未満の地域が約半数でした。

国土交通省HP統計資料参照

登記記録と公図などの利用方法と注意点

地図、地図に準ずる図面(公図)のまとめ



- ・地図による境界の復元はその精度を十分理解して復元すること。
- ・地図、甲号図面は現地復元性が高い。
⇒立会いで境界を確認してもらう。
- ・乙号図面(地図に準ずる図面 公図)は現地復元性が乏しい。
⇒立会いで境界を探さなければならない。
- ・大規模な用地測量の場合には
⇒地図の訂正を行う場合もある。

現実的には14条地図は十分な整備がなされていない。
(都市部の人口密集地域では20%程度)

登記記録と公図などの利用方法と注意点

地図、地図に準ずる図面(公図)のまとめ

裁判判例から読み取る

- ①「各筆の土地のおおよその位置関係、境界線のおおよその形状については、特徴をかなり忠実に表現しているのが通常である。」
東京高裁昭和53年12月26日判決
- ②「境界が直線であるか否か、あるいはいかなる線での方向に画されるのかというような地形的なものは比較的正確なものといえることができる。」
東京高裁昭和53年12月26日判決

判例上の公図(地図に準ずる図面)の位置づけ

現地復元能力まではないものの、土地の位置、形状、隣地との関係等を示すものとしては、公図にも信頼性があるとされている。

登記記録と公図などの利用方法と注意点

地積測量図の活用方法



- どの年代に作成された?
- どんな測量が行われているのか?
- 本当に境界立会を行っているのか?

- ・どんな地積測量図も必ず見極めが重要である。
- ・作成日が古く、現地に復元ができないなど信用できないものは無理に利用しない。
- ・実測値が地積測量図と異なる場合でも公差の範囲内であれば実測値を採用できる。
※どうしても許容誤差を外れる場合は登記官に相談してほしい。

航空法

II-1. UAVを用いた計測

航空法(第11章)	内容	施行
第1節 第132条	無人航空機の登録	令和4年度
第2節 第132条の13	機体認証	令和4年度
第3節 第132条の40	無人航空機操縦者技能証明	令和4年度
第4節 第132条の85	無人航空機の飛行	平成27年度

2. 測量技術研修会

開催目的：県及び市町村職員が用地及び測量に関する研鑽を積むことを目的とする。

愛測協としては、この活動を通じ県職員の用地及び測量業務に関する理解が深まり、地元企業とのコンセンサスが図れることを目的とする。

国土交通省中部地方整備局 中部技術事務所

令和7年11月6日(木)・7日(金)

カリキュラム 測量概論・最新の測量技術

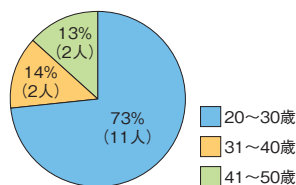
実習：基準点の設置、水準測量、測量機器と新技術紹介、三次元点群データの活用事例

「基礎技術(測量)研修会」

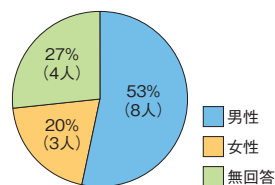


測量技術研修会に対するアンケート結果(15人)

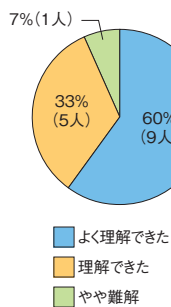
あなたの年齢



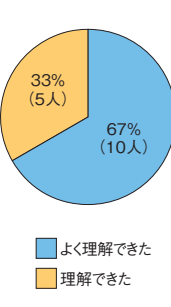
あなたの性別



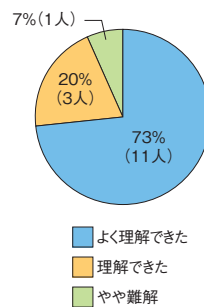
講義1(測量概論)について



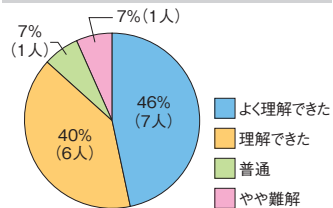
講義2(中心線測量)について



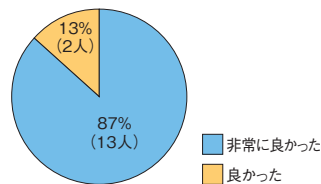
講義3(水準測量)について



講義4(三次元データ活用)について



参加した感想



建設局道路維持課

令和7年6月5日(木)

カリキュラム

座学：特殊車両通行許可申請審査事務について

土木部建設企画課

令和7年6月12日(木)

カリキュラム

座学：測量概論・最新の測量技術

「測量設計業務委託監督基礎講座」

建設局土木部用地課

令和7年7月30日(水)

カリキュラム

座学：用地事務の流れ・土地の境界線について
「用地事務専門研修」

豊田市役所

令和7年10月22日(水)

カリキュラム

座学：水準測量概論

実習：水準測量

「水準測量研修会」



海部建設事務所

令和7年10月29日(水)

カリキュラム

座学：測量概論・最新の測量技術

実習：基準点の設置

及び最新機器の紹介

「測量技術研修会」



東三河建設事務所

令和7年10月30日(木)

カリキュラム

座学：測量概論・最新の測量技術

実習：基準点の設置

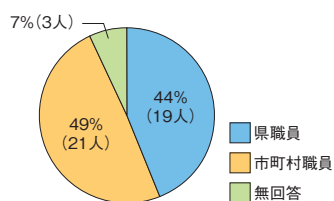
及び最新機器の紹介

「測量技術研修会」

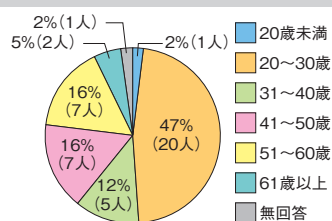


測量技術研修会に対するアンケート結果(海部・東三河 計43人)

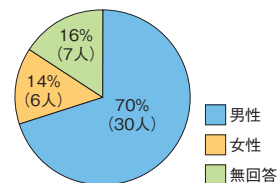
あなたの所属



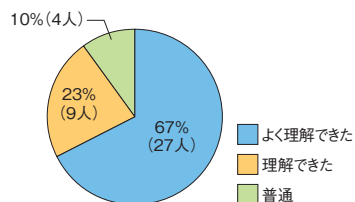
あなたの年齢



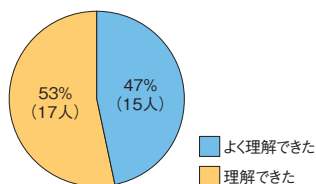
あなたの性別



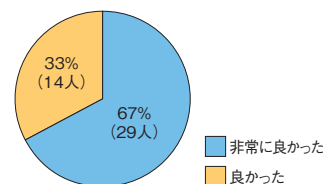
座学(測量概論)について



実習(中心線測量)について



参加した感想



尾張建設事務所

令和7年11月21日(金)

カリキュラム

座学：用地事務の流れ、土地境界線と不動産登記

「用地測量技術研修会」



「シビルエンジニア」意見交換会の報告

目的：昨今の少子化・担い手不足への危機感を踏まえ、受発注者双方の立場の違いを超え、業界全体のイメージアップや職場環境の改善のため建設業界を目指す次世代にどのようにPRしていくか、多様な意見やアイデアを共有することを目的として行いました。

日時：令和7年9月24日(水) 13:30～16:00

場所：愛知県尾張建設事務所 B1入札室

概要：愛知県尾張建設事務所において県職員、愛測協会員から男女12名の参加で「業界全体のイメージアップ」「より良い職場環境をめざして」「建設業界を目指す次世代へのメッセージ」の3つのテーマについて活発な意見交換が行われました。

冒頭挨拶 西村 尾張建設事務所長

愛知県測量設計業協会の皆様には日頃から格別の協力を賜りありがとうございます。災害協力においては今年6月の瀬戸市内国道155号、7月の一級河川瀬戸川での迅速な支援に感謝申し上げます。また、建設業界を魅力的で働きがいのある職場にするため、当事務所としてもインターンシップの受け入れなどに力を入れているところです。

本日のシビルエンジニア意見交換会では、業務から少し離れて今後の建設業界がどうあるべきか、そんな視点で新しいテーマを選んだとお聞きしています。これからの建設業界を担います若い世代の皆さんがどの様に考えているのか、普段考えていることや感じていることを自由闊達に議論する機会と位置づけ、のびのびと意見を交わす場にして下さい。

事前アンケート

事前アンケート結果の内容(上位3位までの回答を表示)

1-1. 尾張建設41名、愛測協83名 計124名の方にご協力を頂きました。

1-2. 回答者属性(世代) ①20代(58名) ②30代(27名) ③50代以上(25名)

1-3. 回答者属性(性別) ①男性(94名) ②女性(28名) ③無回答(2名)

2-1. 現在の職場を選んだ理由 ①勤務地 ②業界への憧れ ③仕事のやりがい

2-2. 就職理由とのギャップ ①概ね思っていたとおり ②思ったより良かった ③思ったより悪かった

2-3. オフィス環境 ①普通 ②良好 ③改善が望まれる

2-4. 人間関係 ①普通 ②良好 ③改善が望まれる

2-5. 女性の働きやすさ ①整備が進められているがより良い取組みを望む ②整っている ③不十分

2-6. メンタルケアの取組み ①相談窓口がある ②頼れる人相談できる人がいる ③対処プログラムあり

2-7. ハラスメントの取組み ①相談窓口がある ②頼れる人相談できる人がいる ③対処プログラムあり

3-1. 学生に向けた広報・リクルートで取り組んだほうが良いと思う事

①インターンの受け入れ ②残業時間や休暇状況の開示 ③仕事のアピール

3-2. 入庁・入社者へ伝えたいこと(設問を抜粋し回答を表示)

やりがい ①良い面・悪い面の両方 ②良い面のみ ③伝えることなし

残業時間 ①良い面・悪い面の両方 ②良い面のみ ③悪い面のみ

職場環境 ①良い面・悪い面の両方 ②良い面のみ ③伝えることなし

人間関係 ①良い面・悪い面の両方 ②良い面のみ ③伝えることなし

4-1. 今の仕事について、転職等を考えたことはありますか。(全ての回答を表示)

①建設業界以外への転職を考えたことがある(39名)

②転職・異動等を考えたことはない(33名)

③転職を考えたことは無いが、部署の異動希望等を考えたことがある(21名)

④建設業界内での転職を考えたことがある(19名)

⑤その他(12名)

⑥無回答(0名)

テーマ1、2：業界全体のイメージアップ、より良い職場環境をめざして

コーディネーターから本日の意見交換会についての説明

受発注者双方が業界のイメージアップや、職場環境の改善のための情報交換を行い、結論の取りまとめを目的としない自由な意見交換となるよう進め方の説明がありました。

本日は、事前に行ったアンケートに沿って質問を投げかけることで進めさせていただきます。

①オフィス環境や人間関係について、「ここが良い」「ここが自慢したい」と思う事があれば紹介して頂きたいと思います。

- ☐ 誰でも部署関係なく質問がしやすい社風であり、良い所です。
- ☐ 新入社員は大事に育てたいと思い、声掛けなど意識して後輩に接しています。
- ☐ リモートワークも自由にできる環境であり、新入社員も積極的に使っています。
- ☐ 数年前にオフィスの建て替えがあり、綺麗なオフィスはアピールポイントです。
- 40、50代の方がフランクに話しかけてくれて、接しやすく非常に良い環境です。
- 比較的柔軟に自分の予定で休みが取れるところが良いです。
- 福利厚生も充実しており、女性の育休も取っている方が多く在籍しています。
- 2～3年で異動がありますが、色んな人と出会いもあり楽しく仕事をしています。



②先ほどの質問とは逆に「ここだけは嫌だ」「聞いていた話と違う」、同僚が言っていた事でも結構です。嫌な点をお聞かせ下さい。

- ☐ 賃貸のオフィスビルが古く、水回りが壊れることがよくあります。
- 空調が悪いのと、かび臭い古文書が沢山あり不快に感じます。
- ☐ 上司の「貧乏ゆすり」などの不快な癖が気になるのでやめて欲しい時があります。
- 協会の会社と比較すると圧倒的な紙文化で、フリーアドレスを羨ましく思います。
- 電子データは人によって管理の仕方が違い、データの整理が出来ていません。
- 職場によってはエアコンの効きが悪く「夏暑く冬寒い」環境で仕事をしていました。
- 職場環境の不満は、インターンシップの学生の就職に影響が出ると感じます。
- テレワークがやりにくい事と、紙文化を何とかして頂きたい。
- ☐ 子供の休みに合わせて有給を取得したいが、仕事の都合で休めない場合があります。
- 最近はお盆とか年末年始に有給奨励日とか言われて有給日を自由に決められません。

③アンケートの中で転職等を考えた事があるかの問いに対して、結構な方が考えた事があると答えています。建設事務所の中でも部署異動を希望したいと答えた方が見える中で、同僚や後輩から転職や配置換えを相談された場合、どのような対応をしますか。

- ☐ 転職経験者ですが、同業者に転職を薦めるか、引き止めるかは経験にもよりますが転職した方がやりやすい人もいると思います。
- 転職もキャリアアップの時代であり、転職しても県に再就職できる制度もあります。色んな経験を積むのは良いことではないか思います。
- 異動届けを出しても希望が通らなければ転職も仕方ないと思います。
- ☐ 自身も転職していますが、止めるようなことはしません。また、社内でも異動される方はみえます。
- 個人的には転職は止めたいと思うが、最悪は年度末までは働いてほしい。新しい人が来るならいいですが、自分の仕事が増えるのが嫌です。

- ☐ 違う業界に挑戦したいのであれば後押ししたい。職場環境や同業種で悩んでいるなら引き止めたいと思います。
- 前向きに明確な目標があるのであれば応援します。
- ☐ 最終的には本人の意思を尊重してアドバイスします。
- 上司の問題であれば異動届けを出して、他部署でも合わなければ転職もやむを得ないと思います。
- ☐ 後輩からの相談はレアケースですが、社内で解決できることであれば解決策と一緒に考えてあげたいと思います。
- 相談してもらえれば、アドバイスや引き止めも出来ると思います。

④同僚や後輩のサインを見逃さない事も大切です。やはり遅刻や早退、無断欠勤が目立つようになった時や書類のミスが目立つのも前兆であると思います。

対応策の意見として、部署異動というのは比較的解決策として融通が利くというように感じました。

次にインターンシップの学生とかリクルートの時に、オフィス環境や人間関係等の課題点についてお聞かせ下さい。

- 市役所(刈谷、一宮など)がどんどん綺麗になっていますが、抱える課題等はテーマ1、2の②での意見と同じであると思います。
- 岐阜県庁も新しくなり、インターンシップ生が岐阜に就職したい気持ちもわかります。
- ☐ 社屋を移転したことにより、インターンシップ生が多くなったと感じます。地元で働きたい人もいますが、オフィスが綺麗であることが条件という方も一定数います。

⑤リモートワークやテレワークについての質問を参加者に投げかけました。

可能な限り将来的にテレワークになってほしい方(県3人、協会4人)、逆に職場に行きたい方(県3人、協会2人)がいます。職場に行きたい理由は何がありますか。

- ☐ 自宅で作業するより、システム等の作業環境がすべて揃っている会社に出勤した方が効率的です。
- ☐ 自宅だと中々集中して仕事ができません。
- 一人で判断出来ない部分もあり、やはり顔を見て喋っての方が仕事は楽しいです。

テーマ 3：建設業を目指す次世代へのメッセージ

⑥これから建設業を目指す次世代の方に何かメッセージをお聞かせ下さい。

- ☐ 事務作業だけの仕事でなく、現場作業もあった方が飽きません。
- 個人的には有給が取りやすいことと、県内の海から山まで幅広く仕事出来ることです。
- ☐ 自分が設計したとおりに現場が出来ているのを見たときは凄く感動を覚えました。
- 委託から発注、現場を動かして完工まで係わる事が出来る事は、非常に達成感があります。
- ☐ 育休は女性だけでなく、男性も取ることが出来、部長さんで介護休暇を取得される方もみえます。
- 福利厚生や、有給の取りやすさ、人間関係もいいところです。また、異動が多く色々な仕事ができる事や、働き易さは圧倒的に公務員です。
- ☐ ドローンや3次元レーザースキャナとか先端技術に日常触れる機会があることです。
- 愛知県は山、川、海、港、空港もあり、いろんなことができるので、土木に携わるものとしては魅力的であり推しポイントです。
- ☐ 河川や砂防の仕事に携わっています。デスクワークばかりでなく、現場で山の中に入れることもアピールポイントです。
- インフラ計画や整備、維持管理だったり、計画や整備の壮大な部分から、維持管理の身近な部分まで仕事が出来てやりがいがあります。



まとめ 廣田 コーディネーター

今回の意見交換について感じたこととして

オフィス環境に関して、人間関係的なところは結構良かった印象でしたが、オフィス環境は課題が残るように感じました。県事務所のペーパーレスやデータ共有化は最近のDX推進という部分で、進めていくことが確認されたと思います。また、官民双方について働き方の自由度が、数年前に比べて良くなった印象を受けております。産休・育休であったり、有給であったり昔と比べて比較的上司の顔を伺いながら取るという面も少なくなりつつあると感じました。残業時間自体についても、10年前20年前と比べれば、どんどん減っていると思います。

我々の業界としては、学生さん含めて次世代に向け、どんどんアピールしていくべきであり、短所も長所も伝えていくべきであるというご意見もあり、編集させて頂いています。

以上、今回の意見交換会での内容は、参加者だけでなく、建設業界として共通した内容であると思われ、愛知県の建設業界に携わる関係者にて共有されることを期待します。

講 評 天谷 企画調整監

今回の意見交換会は20代後半から30代の男女で構成されており、若手職員の屈託のない意見が聞けた事は非常に有意義でありました。昨今、少子化で建設業界に就職する人が少ないこともあり、今回のテーマでもある「より良い職場環境」とか、「業界のイメージアップ」を官民が連携してPRする必要があると強く思いました。また、指摘のありました紙文化についてはDXを順次推進して参ります。

本日は有意義な意見交換会が出来まして、ありがとうございました。職場改善を進めるために可能なところから改善に着手します。



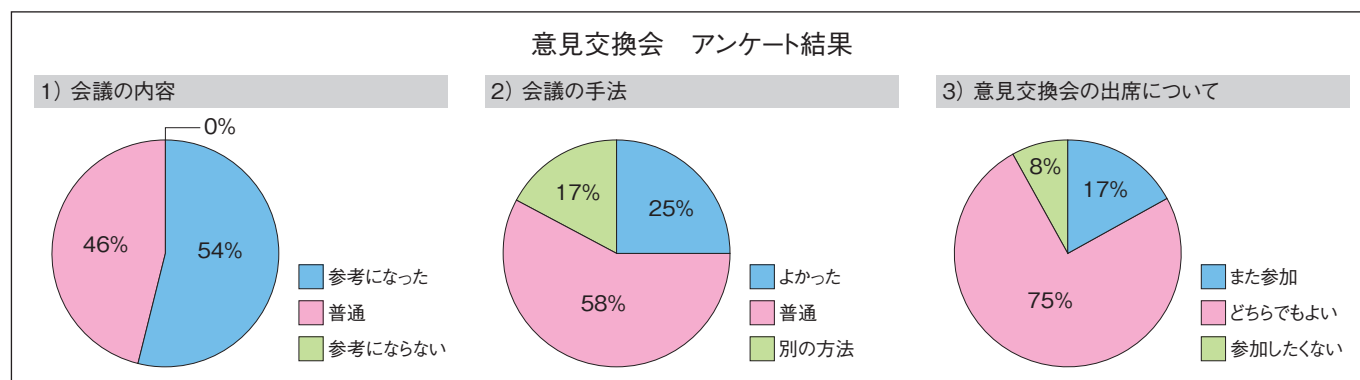
天谷 重治 企画調整監

出席者名簿

尾張建設事務所 参加者	川村 駿(維持管理課 技師)、黒木 善生(道路整備課 主任) 大塚 遥奈(道路整備課 技師)、上田 航瑠(河川整備課 技師) 山本 睦稀(都市施設整備課 技師)、夏目 ひかる(愛・地球博記念公園出張所 技師)
愛測協 参加者	山田 雄大(アローコンサルタント)、三島 拓巳(ニチイコンサルタント) 里中 彩(カナエジオマチックス)、岩田 啓夢(中央コンサルタンツ) 木下 仁(名邦テクノ)、牧野 美沙絵(新日)
コーディネーター	廣田 保雄(中日本建設コンサルタント)
記録者	石黒 茂樹(中央コンサルタンツ)、星野 正彦(若鈴コンサルタンツ)
傍聴者	尾張建設事務所 西村 薫 所長、天谷 重治 企画調整監、高木 直貴 企画・防災G課長補佐
	建設企画課 安藤 博英 課長補佐
	愛測協 青木 副会長、西出 副会長、石堂 委員長、服部 副委員長、久松 副委員長

最後に、意見交換会に参加頂いた、尾張建設事務所の職員の方々、愛測協の会員の方々におかれましては、貴重な意見を頂き誠にありがとうございました。

意見交換会後のアンケート結果を以下に示します。





令和7年度 インフラ設計技術研修会(西三河地区)

従来名称：令和7年度アソシエーションA・I
現地研修会(西三河地区)

現地研修会(西三河地区)は、西三河建設事務所、施工者(対象工事)、愛知県測量設計業協会の三者が一堂に会し、現地での設計と施工現場との相違点やその対応について意見交換し、今後の設計業務の技術力と品質の向上を目指すことを目的に開催しました。

■日 時：令和7年12月9日(火) 13:30～16:30

■場 所：対象工事…(都)芦谷蒲郡線 街路改良工事(幸田町芦谷地内)
研修場所…西三河総合庁舎7階西・会議室701

■参加者：52名(西三河建設事務所始め13名、幸田町役場4名、
施工会社(2社)4名、愛知県測量設計業協会 31名)

【研修概要】

第1部では、(都)芦谷蒲郡線 街路改良工事(施工：(株)朝日工業、(株)石原組)を対象に現地研修し、設計から工事完了に至るまでに生じた課題とその解決策について事例紹介と、施工時に確認された現地課題に対して、実際に行った対応、設計における留意点等について意見交換を行いました。

第2部では、本庁建設企画課から県内のBIM/CIMの取組み状況、設計・施工確認会議(三者会議)の事例に関する情報提供により、研修を行いました。

本研修会を通して、設計から工事完了に至るまでに生じた課題とその解決策他について意見交換でき、今後の設計に向け大変有意義な研修となりました。



対象工事【街路改良工事】



研修【西三河総合庁舎7階西・会議室】



西三河建設事務所 佐藤所長

◇挨拶・事業説明・工事概要

西三河設事務所 佐藤所長より、現場で施工しやすい設計は、安全で確実な施工、維持管理のしやすさ、ひいては公共インフラの品質向上につながる。今回の研修では、施工の過程などを基に意見を交わすことで、設計から施工までがよりスムーズに進むことを期待する、とのお言葉をいただきました。研修対象工事の事業概要及び工事概要について、西三河建設事務所道路整備課 川本課長補佐より説明をいただきました。

【(都)芦谷蒲郡線 街路改良工事 事業概要】

1. 事業概要

- (1)場所：幸田郡幸田町芦谷地内
- (2)延長：L=504m
- (3)幅員：W=18m及び20m
(2車線)第4種3級
- (4)事業の特徴

対象路線は、幸田町の中心であるJR幸田駅に直結した(都)芦谷蒲郡線である。当該地区では、駅前を中心とした区画整理が進められ、「幸田町の玄関口」としてふさわしい、賑わいのある街づくりが進められている。このため、「交通安全対策の強化」「交通円滑化」「市街地整備の推進」を主な目的として、車道拡幅、歩道設置を実施する。

◎対象工事路線と周辺の状況



◎対象工事路線の現場状況



工事着手前の既存道路
(道路幅W=6m程度)



現在の道路整備状況(R7.8頃)
(計画幅W=18～20m度)



車道の切り直し状況



横断函渠の施工状況

2. 経緯

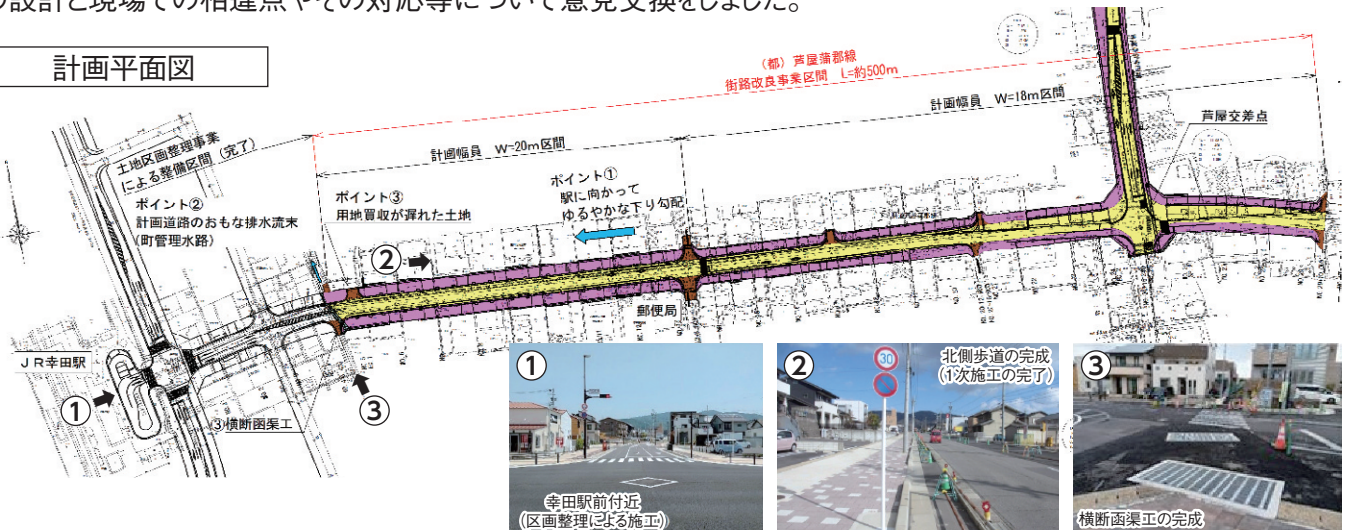
平成24年度：事業採択
平成25年度：調査・設計開始
平成26年度：用地補償着手
平成28年度：街路工事着手
～令和7年度：街路工事継続中

◇現地研修の構成、現地課題と設計時留意点

現地研修としては、対象工事の特徴(下図参照)である「JR幸田駅と国道248号を結ぶ幸田町の玄関口として重要性、地形の傾斜による排水が集まりやすい状況、工事着手前の道路幅員6mから18m～20mへの拡幅整備、地元から対面交通確保の要望、用地取得の難易度他」の地域特有の事情に基づく研修課題の想定と、現場を予めストリートビュー方式などで事前撮影して研修会場で現場状況を紹介し、現場での負担軽減や安全性の確保に配慮した試みをしました。

研修課題としては、「横断函渠工の設計・施工」と「舗装工事の施工ステップ」を取り上げ、各種制約条件の中での設計と現場での相違点やその対応等について意見交換をしました。

計画平面図

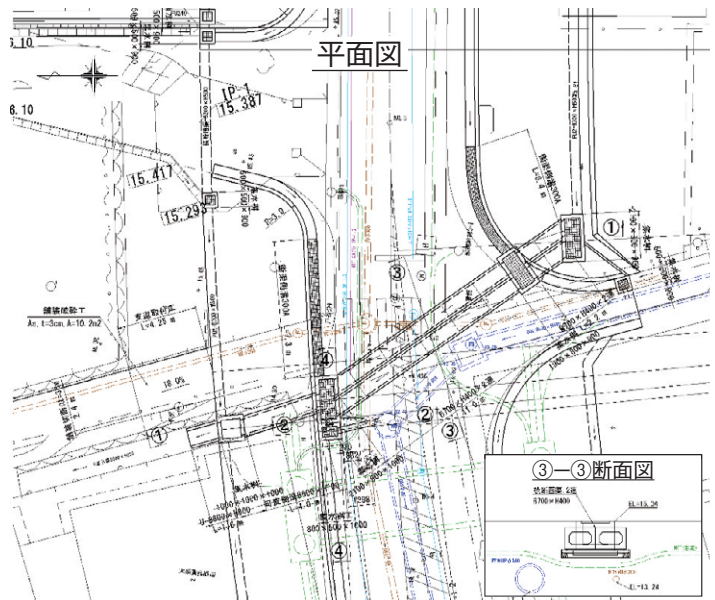


【課題①】横断函渠工の設計・施工

芦屋蒲郡線改良工事区間の起点部に位置する横断函渠工は、下流側水路敷高との整合性、路面勾配、2連のボックスカルバート構造、道路斜め横断の法線、近接地下埋設物、道路を供用しながらの埋設施工など、設計面、施工面で難しい構造体であった。

○設計・施工時における対策・工夫

- ・横断函渠工の設計条件と設計基準との対比確認を含め、発注者・幸田町役場他と協議を進めた。地区の雨水排水を優先する形で合意形成を図り、構造計算等により安全性を確保して設計した。
- ・NTT管との離隔を確保するため試掘調査を実施し、扁平な小口径2連ボックス相当の流下能力が必要となり、同じものを2個並べた水路計画を立案した。
- ・施工スペースの制約より、PC鋼線方式が困難なため、高力ボルトによる縦方向連結構造を採用し、不等沈下と水密性向上を図った。
- ・埋め戻しには、RC-40再生砕石を全量使用し、仮舗装を行って通行の即日開放に対応した。



○設計・施工時における留意点

- ・設計段階での詳細な現地調査と、発注者、関係機関(幸田町役場、NTT等)との密接な協議が不可欠である。
- ・横断函渠工の2次製品の選定・設計に際しては、既設条件の確認に加え、施工性・施工手順・設計基準との整合について必ず確認し、現場でスムーズに施工できる設計となるよう十分に配慮すること。
- ・地下埋設物の情報が不十分な場合は、試掘調査の数量・箇所などについても設計図や申し送り事項などに記載して、明確にすることに努めることを周知しました。

設計段階で策定した施工ステップが、道路供用下での道路拡幅工事(6m→20m)の実際の施工段階で課題に直面し、2次から3次施工に移る途中段階で施工監理会社の発案で設計・施工条件確認会議(三者会議)が開催され、施工ステップ図などの見直しが図られました。

設計時と施工時の施工ステップの変更点对比



◇愛知県建設企画課における取組事例の紹介

「愛知県におけるBIM/CIMの取組みについて」と「設計・施工確認会議(三者会議)のデータ提供について」、建設局土木部建設企画課 片山主査と螺澤課長補佐より情報提供をいただいた。

■愛知県におけるBIM/CIMの取組みについて

愛知県の取組みとして

(1)建設局、都市・交通局の取組み、(2)BIM/CIMの流れ、(3)実際の事例紹介の報告があった。

内容としては、BIM/CIMの定義、国の動向、愛知県建設局・交通局の取組み、適用対象範囲、試行

BIM/CIM活用試行業務 実績

※R7.6時点

	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田 加茂	新城 設楽	東三河	衣浦港	三河港	合計
R3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
R4	2	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	10
R5	3	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	8
R6	1	2	1	2	1	1	0	1	3	1	0	13
R7 _(抽出)	0	1	1	0	2	0	1	1	1	1	0	8

要領の概要、発注の流れ、衣浦改修工事や中小河川改良工事における実際活用事例が紹介された。事例では、衣浦港の改修工事で3次元モデルによる可視化や走行シミュレーションが、公安協議や地元調整に有効であったこと、中小河川改良工事で施工業者が3次元モデルを作成して、現場作業員への説明に役立ったことなどが報告されました。

■設計・施工確認会議(三者会議)のデータ提供

庄内川水系八田川・地蔵川床上浸水対策特別緊急事業の設計・施工確認会議(三者会議)の事例が紹介された。

内容は、事業の説明として、事業概要、歴史、平成23年9月台風15号の気象状況、出水状況、浸水原因、河川整備計画の策定・変更、床上事業採択までの経緯、採択基準、整備内容、ICT活用、排水機場、完成パース、整備スケジュールが説明されました。

令和元年度発注の排水機場本体工事に関する設計・施工確認会議(三者会議)について、次第、出席者、三者会議の回答(案)が共有され、工法、工程、用地、安全対策、建設副産物、設計図書に関する請負者からの確認請求事項と発注者からの回答ほかを含め、説明していただいた。この会議により、三者間でコミュニケーションが取りやすくなり、現場着手が非常に早くなる効果などについても報告されました。

◇講 評

本研修会の最後に、西三河建設事務所の金井企画調整監より講評をいただきました。

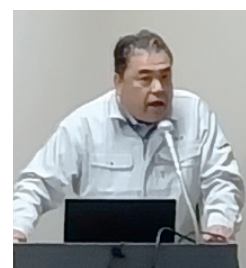
研修で取り上げた課題については、現道の拡幅工事を進める上で必要となる調整事項として、現道を供用しながらの施工や地元調整など、多岐にわたる難しい課題を解決した良い事例であったと評価されました。研修を通じて、発注者、施工者、設計者の三者が円滑に連携することで、より良い成果生まれることを実感したとのこと。また、現在、活用可能な三者会議を積極的に活用していくことが望ましいとの意見もありました。さらに、これからはインフラを作って、管理していく時代でもあるので、維持管理の視点を設計段階から十分考慮することの重要性が強調されました。

施工面では、施工業者の方から、実際、現場で施工していく中で、いろんな課題をどう工夫して解決してきたかという貴重な話を聞かせていただきました。こうした現場の知見を今後の設計に生かしてほしいとの期待が示されました。

また、インフラに係わる業務では、現場確認が極めて重要であることから、建設企画課の螺澤課長補佐と片山主査に三者会議とBIM/CIMの事例として、大変貴重な情報をご提供していただき、感謝の意が述べられました。

本日の研修で得られた多くの学びについては、会社の方へ持ち帰って、広めることをお願いしたいとの要望もありました。

最後に、本研修会の開催にあたり、西三河建設事務所、愛知県建設企画課、(株)朝日工業、(株)石原組をはじめ、関係者の皆様からご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。



西三河建設事務所
金井企画調整監



令和7年度 危機管理委員会活動報告

危機管理委員会は、災害対応力向上を目的に協会内外との関係を構築しつつ、大規模災害に備えるための活動を行っております。

当委員会は、協会内向けと対外向けとして、委員会活動を進めています。

以下に、それぞれの活動実績を報告いたします。

2025年度 危機管理委員会 活動予定表

テーマ：大規模災害に備える体制強化と技術の継承

【主な活動内容】

1. 災害査定勉強会等の開催

主担当：河

- ・愛知県砂防課との合同講習会の開催
⇒『災害対策事業講習会』の開催。毎年継続して開催する予定
- ・災害査定関連の勉強会・研修会の開催
⇒災害査定勉強会の開催時期、内容について計画。ワークショップ形式の開催を検討

2. 他測協との連携

主担当：河本

- ・中部地区県測協応援協力協定にもとづく連絡協議会の開催
⇒連絡協議会の開催および活動計画、合同研修会の計画など
- ・他測協との災害に関する連携
⇒情報交換・共有の仕組みづくり、オンライン会議の開催など

3. 愛知県との意見交換

主担当：小中

- ・災害査定に関する愛知県との意見交換会の開催
⇒大規模災害における災害査定の課題と進め方テーマに年1回以上実施。令和5年6月災での課題を共有し対策を検討。発注のルールや災害査定マニュアルの作成等

4. 協会BCPの改定（災害協力体制の見直し）

主担当：早川

- ・大規模災害に備えた協会BCPの改定
⇒愛知県との意見交換会や令和5年6月災の課題と対策を基に「協会BCP」の改訂を行う。例）規模別の指揮命令系統の具体化、地区構成メンバーの見直しなど

5. 災害連絡訓練の実施

主担当：早川

- ・災害連絡訓練の実施
⇒災害連絡訓練の実施、評価、改善見直しなど

活動内容	2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会・理事会		●		●		●		●		●		●	
危機管理委員会			●		●		●		●		●		●
1. 災害査定勉強会等の開催													
・災害査定関連の勉強会・研修会の開催													
・愛知県砂防課との合同講習会の開催				開催					開催				
2. 他測協との連携													
・中部地区県測協応援協力協定にもとづく連絡協議会の開催				連絡協議会					連絡協議会 (Feb)				
・他測協との災害に関する連携													
3. 愛知県との意見交換													
・災害査定に関する愛知県との意見交換会の開催					意見交換会								
4. 協会BCPの改定（災害協力体制の見直し）													
・大規模災害に備えた協会BCPの改定											改定案公表		
5. 災害連絡訓練の実施													
・災害連絡訓練の実施							実施						

【令和6年度 危機管理委員会 活動予定表】

【協会内向けの活動】

- 大規模災害が発生した場合における土砂災害の備えとして愛知県建設局砂防課との共催で愛知県職員の方々および会員各社を対象に講習会を開催しました。

日時場所：令和7年6月25日（金） 西三河総合庁舎

対象者：会員35社 65名

【講習会の内容】

第1部 災害関連緊急砂防事業について

- 1) 災害関連緊急砂防事業の事例(豊川市 御津山洞)

第2部 災害復旧事業について

- 1) 災害復旧事業の概要
- 2) 災害復旧事業の事例及び査定での注意点

第3部 あいち土木被害情報共有システム(AIDIS)について

第4部 地上型レーザースキャナを使用した災害現場調査例

中部復建(株) 池端 康

第5部 災害復旧等関連事業の流れー初動編ー

早川都市計画(株) 河 正根

- 局地的な豪雨や土砂災害をはじめ、年々増加する激甚災害や今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、愛知県建設局との連携強化を図ることを目的に、県職員の方々にも参加いただき、会員の災害復旧等関連業務への対応力向上、更には技術継承の課題に対応するべく、例年発生している災害復旧等関連業務を題材として、測量及び設計の実務担当者を対象とした研修会及びワークショップを開催しました。

日 時：令和7年11月7日(金)

場 所：ナカウ丸の内ビル 対面及びオンライン形式

対象者：測量及び設計業務 実務担当者

参加者：会員24社 73名(県職員 14名、他県 2名、内オンライン 23名)

内 容：第一部 講義

1. 災害復旧事業発災からの流れ(発注者側)
2. 災害復旧関連事業の流れ(受注者側)

第二部 ワークショップ(対面のみ)

1. ワークショップの進め方
2. 災害発災経緯、被災状況の共有【河川災害を題材】
3. 被災原因の推定
4. 起終点、中間点、業務範囲の設定

設計技術者グループ

A・B表の作成

対策工法の選定【比較工法の抽出】

概略検討図作成【計画図面作成】

測量技術者

現場に合わせた測量手法の検討

作業時の留意点と安全対策の共有

写真撮影内容、資料作成の理解

※講習終了後、対面参加者による懇親会を実施



講演会の模様



体験型ワークショップの模様

第一部では、愛知県建設局砂防課佐藤様より災害発災後の管理者である発注者の動き、協定・協力者である建設会社様の動き・流れについて解説がありました。また、愛知県の災害復旧共通事項についての紹介をいただきました。次に当協会危機管理委員会の河委員より、協会の災害対応の動き・流れについての解説し、

初動時、現場入場時、測量・設計業務時における留意点の説明がありました。

第二部では県の職員の方々にも参加いただき「経験の浅い技術者」や「災害復旧等に関する業務を経験していない方」を対象に、体験型のグループワークを実施しました。小規模な災害復旧等関連事業の実務の流れについて学んでいただき、災害査定業務への気づきや意識向上の契機となりました。講習終了後は、会員各社の参加者の交流を目的に懇親会を行いました。参加者同士の交流が図れ、会員間のネットワーク作りができたと思われます。

今後も、このような講習会を継続していくことで、災害復旧等関連事業に対する対応力が強化され、協会の団結力もより強くなるように感じました。

- 例年通り、愛測協事務局を災害対策本部とし、協会員を対象とした連絡訓練を実施した。連絡訓練の結果を愛知県建設企画課、各建設事務所、港務所に報告し、協会の災害対応への体制を確認していただいた。

日時場所：令和7年9月5日（金） 愛測協事務局

参 加 者：愛知県建設企画課、9建設事務所、2港務所



災害時連絡訓練の様相

【協会外向けの活動】

- 愛知県建設企画課、砂防課の方々と豪雨災害等の対応について、意見交換を行いました。

日時場所：令和7年7月11日（金） 愛測協事務局

参加者：愛知県建設企画課、砂防課、危機管理委員会

令和6年度に開催された意見交換会で抽出された様々な課題に基づき、課題解決に向けた意見交換を今年度も実施しました。今後も愛知県と継続的に災害対応について意見交換を行い、中長期的なスパンで課題解決に取り組んでいきたいと思ひます。

- 3県合同「災害時における中部地区県測協の応援協力に関する協定」についての意見交換会を開催しました。この意見交換会では令和5年度に締結した応援協力協定の内容について意見を交わし、今後の具体的な活動を明確にしていくことを目的としています。

日時場所：令和6年6月27日（金） 愛測協事務局

令和8年1月30日（金） 愛測協事務局（web会議）

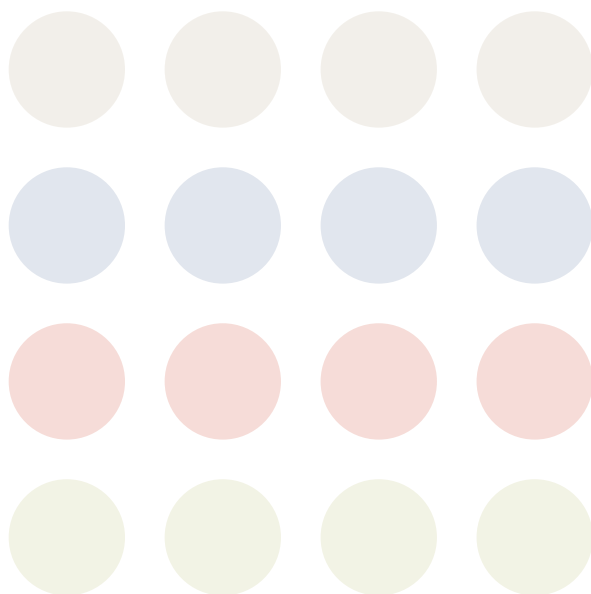
参 加 者：（一社）岐阜県測量設計業協会

（一社）静岡県測量設計業協会

（一社）愛知県測量設計業協会

テ ー マ：①今後の協議会の進め方について

②合同研修会の開催について



測量委員会・建設コンサルタンツ委員会・危機管理委員会名簿

副会長	青木拓生	副会長	西出剛大
〃	山本成竜		

測量委員会

委員長	川崎敏昭	委員	石原正敏
副委員長	吉本三広	〃	鈴木善晴
〃	柴田修身	〃	吉井弘樹
〃	瀧高雄	〃	浅野強
委員	川地昭宏	〃	早川友幸
〃	中村竜平	〃	川瀬祐二
〃	西尾美德		

建設コンサルタンツ委員会

委員長	石堂公彦	委員	奥村和夫
副委員長	服部真澄	〃	石黒茂樹
〃	久松裕志	〃	村越章人
委員	渡辺徳之	〃	廣田保雄
〃	都築章宏	〃	星野正彦

危機管理委員会

委員長	小中達雄	委員	廣瀬稔也
副委員長	早川正喜	〃	金子忠浩
〃	河本啓一	〃	池端康
委員	河本正根	〃	松原智則
〃	本多孝久	〃	松本健太郎
〃	酒井泰明		

協会の沿革

昭和42年8月	社団法人全国測量業協会中部支部愛知県支会発足
昭和49年10月	愛知県測量設計業協会設立総会
昭和49年11月	愛知県より社団法人認可 社団法人愛知県測量設計業協会発足(会員数98社)
昭和50年3月	機関誌「あいちの会報」創刊
昭和50年10月	同上を「協会通信」に名称を改称し、刊行
昭和53年12月	協会章を制定
昭和54年11月	創立5周年記念式典及び祝賀会開催 記念誌「5年の歩み」刊行
昭和59年11月	創立10周年記念式典及び祝賀会開催 記念誌「10年の歩み」刊行
平成3年11月	機関誌「方位」創刊、現在に至る
平成6年11月	創立20周年記念式典及び祝賀会開催 記念誌「道標」刊行
平成11年11月	創立25周年記念式典及び祝賀会開催
平成15年4月	技術委員会だより「テクノアイ」創刊
平成16年10月	「アメリカ伊能大図里帰りフロア展 in ナゴヤドーム」開催
平成16年11月	創立30周年記念式典及び祝賀会開催
平成18年7月	厚生労働省所管(独)雇用・能力開発機構の中小企業 人材確保推進事業助成金受給団体に認定
平成21年4月	実践型人材養成システムによる教育訓練を実施中
平成21年5月	創立35周年記念式典及び祝賀会開催
平成23年3月	大災害時における愛知・岐阜・静岡の三県測協間の応援に 関する協定の締結 愛知県との災害時緊急支援に関する協定の締結
平成25年4月	一般社団法人へ移行
平成26年11月	創立40周年記念式典及び祝賀会開催 創立40周年記念誌「方位」刊行
令和6年11月	創立50周年記念式典及び祝賀会開催
令和7年2月	創立50周年記念誌「方位」刊行

協会の主要な事業

- (1) 測量設計業の技術及び経営の改善に関する調査研究
- (2) 測量設計業に関する法制及び施策の調査研究
- (3) 測量設計業の技術、経営等に関する研修会、講習会等の開催
- (4) 測量設計業の諸制度、経営等に関する情報及び資料の収集
- (5) 測量設計業の社会的使命に関する宣伝及び普及啓発
- (6) 測量業に関する登録申請等に係る助言、指導及び相談等
- (7) 関係機関等への要望、連絡、意見交換及び提携等
- (8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業



一般社団法人 愛知県測量設計業協会

〒460-0002
 名古屋市中区丸の内3丁目19番30号
 愛知県住宅供給公社ビル3階
 TEL 052-953-5021 FAX 052-953-5020
 mail : jimukyoku@aisokkyo.or.jp
 http ://www.aisokkyo.or.jp